

無給となった場合等の貸付金の返済

借受人が、育児休業等により無給となった場合は、給与等からの貸付金償還金の控除ができなくなります。そこで、次のいずれかの手続きをとる必要があります。

返済の猶予を希望する場合

- 借受人が次の事由に該当するときは、一定期間、返済金を猶予することができます。猶予された返済金については、猶予に係る利息は徴しませんので、返済金総額が変わることはありません。

事由	対象貸付種別	猶予期間
育児休業	特別貸付けを除く全貸付種別	育児休業期間の範囲内で借受人が希望する期間
介護休暇（注1）	特別貸付けを除く全貸付種別	介護休暇期間の範囲内で借受人が希望する期間
疾病による無給 休職（注2）	特別貸付けを除く全貸付種別	当該無給休職の範囲内で借受人が希望する期間
住宅貸付け等物件の被災	住宅及び住宅災害貸付け（介護構造部分に係る貸付けを含む。）	12か月の範囲内で借受人が希望する期間
配偶者同行休業	特別貸付けを除く全貸付種別	配偶者同行休業期間の範囲内で借受人が希望する期間（3年を限度とする。）

（注1）期間が1か月以上で時間取得を除く。

（注2）共済組合から傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。当該期間は、傷病手当金等から源泉控除することにより、払込みを受けず。

- 返済の猶予を希望するときは、「償還猶予申出書〔整理番号87〕」（所属所又は支部HPから取得してください。）を、猶予開始希望月の前月末（休日の場合は前日）までに所属所を通じて、償還猶予担当まで提出してください。

（例）平成29年7月から返済猶予を希望するとき → 平成29年6月30日までに申出書を提出

（注）12月のボーナス分から猶予を希望するときは、11月10日（休日の場合は前日）までに申出書を提出してください。

- 猶予された貸付金償還金の返済方法は、猶予申出時に次のいずれかを選択してください。

- （1）**猶予期間満了の翌月以降、定期償還分と併せて均等額で返済する。**
- （2）**猶予期間満了の翌月以降、共済組合が指定する口座に、借受人が1回又は2回に分けて払い込む。**

（注）（1）を選択した場合、猶予された償還金の一部又は全額を繰り上げて返済することができますので、希望するときは、繰上返済担当までお問い合わせください。

返済を継続する場合

最寄りの金融機関等からの払込みや、ゆうちょ銀行の自動払込みにより返済を継続することになりますので、**貸付金返済担当まで連絡してください。**

退職・異動時の貸付金の返済

借受人が、退職又は他の共済組合（文部科学省・地方職員・市町村職員共済組合等）、公立学校共済組合の他支部（他県の学校等）、他の所属所（県内の学校等）へ異動したときは、貸付金の返済は次のようになっています。

事 由		返 済 及 び 手 続 き 等
退 職 （ 注 ）		退職時に残元利金があるときは、退職手当から源泉控除することにより全額返済を受けます。（ 手続不要 ） なお、不足額が発生するときは、該当事者あてに払込通知書を送付しますので、最寄りの金融機関等から速やかに払い込んでください。
転 出	公立学校共済組合の他支部へ転出 【県外交流又は退職した上で、他県の学校等に採用される場合】	原則として、転出先の支部で返済を継続することができます。（ 手続不要 ）ただし、退職した上で、他県の学校等へ採用されるときは、貸付担当へ連絡してください（全額返済することになる場合があります）。
	他の共済組合へ転出 【地方職員・市町村職員共済組合等の組合員になる場合】	原則として、 全額返済 することになります。該当事者あてに払込通知書及び「貸付金残高証明書」を送付しますので、最寄りの金融機関等から速やかに払い込んでください。 なお、転出先の共済組合から貸付けを受けることにより、当共済組合に返済すること（借換え）ができる場合があります。貸付申込み方法等は、転出先の共済組合で確認してください。 ただし、近い将来において、公立学校共済組合に復帰する可能性があるときは、返済を継続することができます。（徴収嘱託） 詳細は、貸付担当までお問い合わせください。
	他の共済組合へ転出 【文部科学省共済組合の組合員になる場合】	原則として、 全額返済 することになります。ただし、当該共済組合から貸付けを受けられないとき、又は、団体信用生命保険に加入しており、本人が希望する場合は、本人振込により償還を継続することができます。 詳細は、貸付担当までお問い合わせください。
転 入	公立学校共済組合の他支部からの転入 【県外交流又は退職した上で、本県の学校等に採用される場合】	原則として、当支部において、異動前と同様、 給与等からの控除により返済が継続 します。（ 手続不要 ）
	他の共済組合から転入 【文部科学省・地方職員・市町村職員共済組合等の組合員から当共済組合の組合員になる場合】	当共済組合から貸付けを受けることにより、異動前の共済組合へ 全額返済 すること（借換え）ができます。 借換え申込み手続は、通常の新規貸付申込み手続に準じますが、一部、提出書類が簡略化できますので、詳細は貸付担当までお問い合わせください。
支 部 内 の 異 動 【県内の他の所属所（学校等）へ異動】		異動前と同様、給与等からの控除により返済が継続します。（ 手続不要 ）

(注) 退職前に全額返済を希望する場合は、2月10日（休日の場合は前日）までに「**全額繰上償還申出書**」〔整理番号 86〕を繰上返済担当まで提出してください。3月中に最寄りの金融機関等からの振込等をするようになります。（91 ページ「全額繰上返済」参照）

